

令和6年度佐久市文化財保護審議会 会議録

日時：令和7年3月17日（月）

午前10時から午後0時15分

場所：佐久市役所議会棟1階 第4委員会室

委員：出席10名

傍聴者：なし

進行：文化振興課企画幹

1 開 会

2 あいさつ

3 会議事項（事務局説明、質疑、意見等要約）

【佐久市文化財保護条例第42条第1項の規定により、会長が議長を務める。】

議長： 「（1）協議事項」の「（ア）佐久市指定文化財候補について」、事務局から説明をお願いします。

事務局： 「（ア）佐久市指定文化財候補について」、【資料1】により説明。

議長： ただいまの件につきまして、ご意見、ご質問等がありますでしょうか。

委員： 蓬田地区の八幡神社の北側に諏訪神社がありますが、とても古く最古の棟札は永禄11年（1568年）のものが残っており、全部で40枚の棟札が残っています。私がそれを初めて見せていただいた時に4箱の中にきちんと収められていて、釘付けしてありました。総代の皆様と見るなかでこれは凄いものであると言って、当時の文化財課長が写真を撮ってくださりました。それも保管してありますが、この棟札40枚と五郎兵衛記念館所蔵の諏訪神社に関する古文書が100点ほどありました。それを全部調べ、今後の会議の資料の一部に掲載しようと思いますが、この神社が古文書に掲載されているということは名主や神主を中心に

大切に諏訪神社を守ってきたということの証であると思います。

また、この諏訪神社では御柱も1回行っています。今岡神社が2回行っていますが、和宮の通行が文久元年（1861年）であったので、そこを避けて文久2年（1862年）に御柱を行っており、それに関連する古文書も残っています。

そのようなことで、約10年がかりで関係各位が一生懸命に調査をして有形文化財に指定していただきたいという強い要望がありました。今後の会議で資料が出されると思いますが、その際にはご審議の方よろしくをお願いします。

議長： 【資料1】の「その他」に記載される桑山社と福王寺については、今後時期を見て検討していくことでよろしいでしょうか。

事務局： そのようになります。この薙鎌、板碑、石造大日如来の指定が終わった段階で検討資料を作成していき、検討させていただきますが、その際にはご審議をお願いします。

議長： いずれにしても、当面の文化財候補として3点が挙げられています。前回委員が提案された石造大日如来は令和7年度から令和8年度にかけての調査になっていますが、よろしいでしょうか。

委員： ここに挙げていただいて、大変ありがたく思っています。

この頃、岡村知彦氏が調査した佐久地方の石仏の一覧表等を見せてもらう機会がありましたが、佐久地方に虚空蔵菩薩や大日如来の石仏が多く存在していることがわかりました。ただし、岡村氏作成の一覧表では場所の確定ができません。例えば、志賀村の石造菩薩や大日如来と書いてあってもどこへ行ったらよいかが分かりません。そういう点では調査がとても難しく、例えば、私の土地にある大日如来が一番古いということはとても言えない訳であり、そういう意味で調査にあたっては、地区の区長や有識者の方々にお願いして、組織した上で調査するしかないという気がしていますが、少し時間がかかってもそのような調査をしていただければありがたいと思います。

議長： 十分な調査をしたうえで検討していくことになるかと思います。

他にございませんでしょうか。

私から、この資料の下に「参考」ということで、文化財事務所の職員構成が掲載されています。組織的なことですので言える立場ではないかもしれませんが

が、現在の文化財保護事業の事業量を考えると職員体制を拡充していくことも大切なのではないかと思いますので、その点を希望します。

それでは、この件につきましては、以上といたします。

次に、「（イ）市内所在の薙鎌の調査結果について」、事務局よりお願いします。

事務局： 「（イ）市内所在の薙鎌の調査結果について」、【資料2】により説明。

議長： ただいまの説明につきまして、ご意見は後ほどにして、詳しい調査結果と笹本特別館長の考察がありますので、このことについてご質問がある方はお願いしたいと思います。

よろしいでしょうか。

それでは説明がありましたように、文化財指定に向けての検討ということで、最初に指定範囲をどうするかということについて、ご意見等をいただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

委員： 今回、多くの薙鎌を調べていただきありがとうございました。

資料の中で神主の同意を得られなかったという神社が多くあるかと思いますが、これは直接宮司等に照会をかけて同意が得られなかったのか、あるいはその前段なのかについて教えていただきたいと思います。22番の諏訪社については、昨年の4月から宮司が代わりまして、平尾大社の宮司に兼任していただいています。私は、現在、総代長を務めていますが、もしこれから更に調査いただけるようでしたら、是非協力したいと思います。せっかくの機会ですので調査をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

議長： この点について事務局はいかがでしょうか。

事務局： 22番の新子田の諏訪社の同意については、まずはその地区の区長に連絡をとって、関係者を紹介していただいて神社関係者に照会をかけさせていただきました。調査は文化財事務所の職員が行っていたのですが、同意がとれなかったようです。今後も機会があれば、委員がおっしゃられたとおり、協力をいただけるのであれば調査を実施していきたいと考えています。その旨は調査した職員に伝えておきますので、よろしくお願いします。

委 員： 諏訪社の建物については『佐久市志』の美術・建築編にも載っていますので、調査できればお願いしたいと思います。

議 長： 再度調査をお願いしてみると、可能性があるかもしれないということです。他にございませんでしょうか。

委 員： 指定範囲については、最終的には徐々に広げるとは思います、まずは在銘のものから指定していった方が良いでしょう。

議 長： まずは在銘のものという意見がありましたが、関連していかがでしょうか。私も考えてみましたが、委員が言われたように在銘の薙鎌は確実であるかと思います。これだけ多くの薙鎌があつて、その中で中世に遡る可能性があるものが笹本特別館長の考察で指摘されていますが、薙鎌自体が土器や石器と違って形式学的な編年が確立しているわけではないと思われます。そういう中で、薙鎌の形式が中世か、近世かという時代判定が現段階ではできないのではないかと思いますので、やはり可能性だけでは指定対象とすることは難しいと思います。まずは年紀が明らかである下ノ諏訪神社の2点が良いでしょう。

ただし、前回の審議会資料に掲載されていましたが笹本特別館長が最初に調査した下ノ諏訪神社の4点の薙鎌の中で1点だけ銘がない薙鎌がありますが、これが形状から見て最も古いと推定されています。本日の資料では【資料2-4】左上の①になります。これが本当に形状から見て中世のものであれば、①、②、③を含めて中世のものとして扱って良いのではないかと思います。

ただ、④については、明らかに近世のもので、しかも祭事や神事に使われたものではなくて奉納品としてのものですので、性格的にも違うものであると思っています。

関連して、委員の皆様いかがでしょうか。

ここでは指定の対象の結論を出すということではなくて、あくまで現段階における意見ということでよろしいでしょうか。

事務局： 今現在、先ほど議長からご意見のありました、銘があるものを第一に指定候補とするとともに、下ノ諏訪神社の①の鰐形を含めて3点を指定していく方向で事務を進めていこうと思いますが、もし、近々でご意見等ありましたら、別途文化財事務所までご連絡をいただきたいと思います。

議 長： もし、下ノ諏訪神社の3点が仮に文化財指定候補として限定された場合は、もう一度笹本特別館長にご意見をお聞きした方がよろしいかと思います。そして、そのうえで審議会においてお諮りいただく方が良いかと思います。

事務局： 承知しました。この場で出たご意見を笹本特別館長にフィードバックしていきたいと思います。

なお、説明時に触れさせていただきました今回調査にご協力いただいた神社の関係者への検討結果等の報告などの必要性についてですが、調査への協力のお礼等の文書に、現在、市指定文化財候補として選定中である旨の文書を送った方が良いのか、あるいは特にしなくても良いのかなどのご意見をいただければと思います。

調査した薙鎌全てが指定されるというわけではありませんので、あえて関係者に報告した方が良いのかについてもご意見をいただければと思います。

議 長： ただいまの件について、ご意見等ありましたらお願いします。

委 員： 調査に協力いただいたということと、まだ公開できないという方もいらっしゃるかと思いますので、今回の調査が佐久地域の薙鎌の意義を改めて確認できたというようなことをお伝えした方が、神社の関係者の方も今後は薙鎌を大切に保存していかなければいけないと感じるとともに、その神社の薙鎌が佐久市の歴史の中でとても重要なものであると伝われば、公開を検討してみようかというきっかけになるかもしれないと思います。

事務局： ありがとうございます。

そうしましたら、意義等が確定できた段階で関係者に文書を送るようにしたいと思います。

やはり、薙鎌がどこに行ったかわからないという神社もあるので、そのような報告を送ることによって、大事なものとして地域の方々に継承していただけたかと思いますので、そのようにさせていただきます。

委 員： 指定の検討はこれからですが、指定物件についてはお伝えした方が良いでしょう。

事務局： 指定が決まってから報告するという事で承知しました。

委 員： それを基準にして、今後研究をしていきたいというきっかけにしたいという方向になれば良いと思います。

議 長： 指定については内部で進めていることですので、そこまでは公開しないということをお願いします。

それでは、本件に関する協議は以上とします。

次に、「（ウ）岩村田城関連絵図について」、事務局から説明願います。

事務局： 「（ウ）岩村田城関連絵図について」、【資料3】により説明。

議 長： それではただいまの説明について、ご質問、ご意見等ありましたらお願いします。

委 員： この絵図は、どういう経緯で現在の所有者が所有しているのでしょうか。

事務局： このようなコレクターの方は、入手ルートをなかなか教えてはくださらないので不明です。

議 長： 他にいかがでしょうか。

委 員： 『佐久市志』編纂時収集資料の中に市内の地籍図があると思いますが、この絵図と見比べてみて事務局はどのようにお感じでしょうか。

事務局： 『佐久市志』編纂時収集資料の他の地域の地籍図とはまだ見比べていませんが、おそらく収集した地籍図は複写ではなく別の方の手で写しているものになりますので、比較できるかわかりませんが改めて見てみたいと思います。

議 長： この設計図の作成年はわかりますでしょうか。

事務局： 絵図には記載されていないので、わかりません。

議 長： いずれにしても縄張図であることは間違いないかと思います。

この審議会の委員の中にも、この時期の古文書や絵図に詳しい委員がいらっしやると思いますがいかがでしょうか。

委 員：【資料3】の右下に書かれている「築城以前の地籍図」、「設計図」、「竣工図」、「廃城後の地籍図」を時系列で並べることができるということが極めて貴重であると思います。

財政課から本物かどうか鑑定が必要であるということですが、このような絵図について本物かどうかということは、どういう意味があるのかよくわかりません。このように絵図が残っているということは大切な資料であると思います。

議 長： 他にいかがでしょうか。

委 員： 一連の様子がわかるということで貴重なものであると思いますので購入していただければと思います。

議 長： 他にいかがでしょうか。

委 員： 絵図の真贋ということがわからなくて、よく有名人が書いた「書」は鑑定していただいて偽物か本物かということはあると思いますが、近世の絵図の偽物という意味がよくわかりません。出したものと村に残した控えという意味での正副はあるかもしれませんが、わざわざ偽物を作る必要がないと思います。近世に書かれた絵図は真贋ということとはあまり関係なく、その時代にそれが書かれたということがとても大事なので、説明のように一連の流れを追うことができる絵図であれば貴重であると思います。

議 長： 他にいかがでしょうか。

委 員： 専門が美術ですので美術作品の場合は真贋というのが大切なことで、それをしっかりと調べて偽物ならば購入しない方が良いですが、このような歴史資料の場合はやはり大切なものとして、それが本物でも写しでも本物であると思えますし、できるようでしたら購入した方が良いという皆さんと同じ意見です。

議 長： 他にいかがでしょうか。

絵図の価値とか購入に関しまして異論とか意義はないというご意見であると

思います。非常に貴重な資料ですので、是非この2点を購入して全4点セットで将来的には指定文化財にして、しっかりと保管していくことが大切であると思います。

一つお願いしたいことがあります、こういう絵図の場合、愛好家や営利目的の古美術商などの手に渡ってしまいますので、転売される前にできるだけ早く手を打って手続きを進めた方が良いのではないかと感じています。

先ほど出てきた鑑定については、歴史資料としては大きな問題ではなく、真贋を論議する必要はないということを財政課へ説明してもらっても良いのではないかと思います。

事務局： 財政課へ伝達します。

委員： 佐久市の個人蔵の絵図は、転売される可能性はないのでしょうか。

事務局： わかりませんが、現段階ではしっかりと保管してくださっています。

委員： 将来的にはこれを市で購入し、一括で管理するのはいかがでしょうか。

事務局： それが一番望ましいと思います。今の所有者の代が変わってしまうと一番危険なところなので、今回購入することによって文化財指定ができれば、所有者の方への意識づけができ、重要なものであると理解していただけるものと思います。

ただし、その段階で、市からの購入や寄贈のアプローチはなかなかできませんが、もしかしたら所有者からそう言うてくださる可能性もありますので、今回の絵図の購入や文化財指定をきっかけに意識づけができれば良いと思います。

委員： 本日の資料の中で、県立歴史館への寄託についてもありますが、佐久市内にも文書館を作って、安心して市に寄託できるようなシステムが必要ではないかと最近特に感じています。そのような土壌作りもお願いしたいと思います。

議長： 忌憚のないご意見をたくさんいただきまして、ありがとうございました。

それでは、「(1) 協議事項」については、以上とさせていただきます。

続きまして、「(2) 報告事項」に入りたいと思います。

まず、「(ア) 大井法華堂修験関係文書の市有形文化財解除について」か

ら、「(カ) 香坂山遺跡の国史跡指定に向けての進捗状況について」までを一括で事務局から説明願います。

事務局： 「(ア) 「大井法華堂修験関係文書」の市有形文化財解除について」、報告。

「(イ) 市有形文化財「長念寺の木造阿弥陀如来立像及び胎内文書」の所在の変更について」、【資料4】により報告。

「(ウ) 市有形文化財「旧大沢小学校の修復工事」について」、【資料5】により報告。

「(エ) 旧中込学校竣工150周年記念事業に係る検討の進捗状況について」、【資料6】により報告。

「(オ) 国史跡「龍岡城跡」の史跡整備の進捗状況について」、【資料7】により報告。

「(カ) 香坂山遺跡の国史跡指定に向けての進捗状況について」、【資料8】により報告。

議長： 多くのご報告をいただきましたが、どの項目からでも結構ですのでご意見等がありましたらお願いします。

委員： 長念寺の阿弥陀如来立像については、県立歴史館へ寄託されたと新聞に出ていたため、以前の古文書を読む会で話題になりました。我々の住んでいる地域のすぐ近くに長念寺があり非常に身近なものとして皆さんに捉えられたようです。

議長： 他にいかがでしょうか。

委員： 旧中込学校の関係ですが、文化財保護審議会から私は実行委員として選任されています。次のこの審議会は来年度になってしまうかと思いますが、記念事業、記念式典に関してご意見があればお聞かせいただきたいと思います。

また、今年度の記念事業に関する予算は150万円ということでよろしいでしょうか。

事務局： 150万円の予算を要求したのですが、30万円減額の120万円の予算になります。

委員： その予算の範囲内でこれだけの事業ができるということでしょうか。また記念事業の中の漫画冊子ですが、直接事務局の方とお話ししていただいているようですが、ある程度進んでいると思います。ただ作成は遅れているということなのですが、どの程度まで進んでいるのでしょうか。内容としては「旧中込学校と市川代治郎」ということですが、私の個人的な意見としては、この漫画の内容は市川代治郎さんの伝記という形にはしてほしくないです。この地域の人たちが中込学校を建設するにあたって、どんな考え方があって、どんな苦労があって、どんな形で参加していったのかということを含め盛り込んでいただきたいと思っています。このことによって、私たちの先祖たちがこの学校を直接作ったということで、やはり地域で守っていこうという気持ちになると思います。

『佐久の先人』では、市川代治郎は郷里に学校を建てるということで、「そんな折、たまたま郷土にもちあがった学校建設計画は代治郎にとって大きな朗報であった」ということですが、むしろ、「たまたま郷土にもちあがった学校建設計画」というところに、今回の漫画冊子には力を入れていただきたいと思っています。

これは私に限っての意見ですので、この審議会の中でご意見があれば、次の実行委員会でその意見をもっていきたいと思っています。

議長： この記念事業に係る式典や事業内容が示されていますが、この場でご意見等がありましたらお話しいただければと思います。いかがでしょうか。

委員： 漫画冊子の絵の部分は武論尊氏の漫画塾の方が描くということを伺いましたが、原作はどなたが作られるのでしょうか。武論尊氏は元々絵を描かれる方ではなくて原作を書かれる方と聞いておりますが、武論尊氏がこの内容を書かれたのか、それともどなたか旧中込学校のことに詳しい方がストーリーを考えられて、絵の部分だけを漫画塾の方が描かれるのか、その点をお聞きできればと思います。

事務局： 漫画の制作については、漫画塾の委員長を介して漫画塾OBやOGの方や今年度漫画塾の塾生として参加されている方の約120名に『佐久の先人』の市川代治郎の記述や、旧中込学校に関する資料を提供して、最低限漫画に盛り込んでいただきたい項目をお伝えしてあります。構成とすると、A5版で表裏表紙を入れて最大で12ページの作成を依頼しています。そのため、漫画のストーリーも塾生OB・OCの方々に考えていただくこととなりますが、旧中込学

校がメインになって、そこに市川代治郎の関わりや地域住民の関わりをふまえる構成になりますので、メインは旧中込学校がどういった状況の中で竣工したのかということになります。

委員： 途中でどなたか詳しい方が内容について精査されたり、もし市川代治郎にフォーカスされる内容であり、市の主旨と違ってくるのであれば、歴史に詳しい方に監修という立場で関わられた方が良いと思います。絵の部分は漫画塾の方で問題ないと思いますが、内容に関しては誰かが監修しないといけないのではないかと感じました。

議長： 重要文化財に指定されている旧中込学校の建設に関わることでありますから、歴史的な背景についてしっかりと解説していただくのが大切ではないかと思えます。

事務局： 今現在、漫画製作を依頼しておりますので、間に合うかどうかということもありますが、漫画塾の委員長と相談させていただく中で、事務局としては漫画を書いていただいた、例えば5人の5作品を実行委員会の委員にお配りして、その中でストーリーや絵などを総合的に判断していただいて、どれか1作品を選ぶという形になっています。

委員： 5作品となると無駄な感じがしますし、しっかりとした1つのものを作り上げた方がいいのかなと思いますが、今進行している事業ですので5作品のうち4作品は無駄になるということでしょうか。

事務局： 基本的には、表紙を除く2から4ページの3枚だけを漫画で描いていただき、それ以降はネームという輪郭のみの手法で一旦描いていただき、選考する時点では3枚の漫画とストーリーが分かるものになります。選考後はフルページを描いていただくことになります。

委員： 120万円という予算の中で他の事業があるわけですが、間に合うということでしょうか。

事務局： 予算の中で間に合うようにしたいと思います。

議長： よろしいでしょうか。

ただいまの意見を事務局で吟味していただいて、次回の実行委員会までに確認の意味で提案してもらうなかで決定してもらえれば良いと思いますが、委員よろしいでしょうか。

委員： 承知しました。

議長： 他にございませんでしょうか。

香坂山遺跡については、何かご意見がありましたらお願いします。

委員： まずは国史跡への指定の具申書の提出について、本当におめでとうございませう。

国有林の敷地内、かつ高速道路の関係も含めて大変であったと思いますが、非常に短期間の中でこれが実現したということは、事業を進めてきた皆様の努力の成果であると思いますので、頭が下がる思ひです。

改めて今回の国指定ということで、意見を言わせていただきたいのですが、【資料8】でご説明いただきました遺跡で発見されている石器群の特徴や、生活の様子、痕跡の残存状況などの内容的なことは省略しまして、私自身がこの指定にはどのような意味があるのかということについて、特に教育という視点から触れさせていただきたいと思ひます。

資料の旧石器時代の一覧表の中には「日本最古」、「最大」、「唯一」という言葉も出てきて、その表記はまた考えていただきたいと思ひますが、「最古」ということは遺跡として一番古いから「佐久はすごい」ということではなく、「最古」ということをどのように受け止めるかということです。

つまり、日本列島の歴史の始まりの中で旧石器時代の一番古いところに関係しているということで、私たちは授業で子どもたちに、「この日本にはいつ頃人が来たのか」、「どんな人が来たのか」、「この佐久にはどんな人がどこから来たのか」というシンプルな質問を受けます。そのような時に人類の進化が700万年の歴史がありますが、私たちはみんな現生人類で、ホモサピエンスになります。そのホモサピエンスが20万年前にアフリカに登場して、全世界に拡散していきます。その過程で約4万年前に日本列島に辿り着いたと現在言われており、大陸側からホモサピエンスが生活の知恵としての道具や技術を持って日本列島にやってきたということを証明する遺跡の一つがこの香坂山遺跡になります。これは佐久市だけでなく日本全体の誇るべき遺跡になります。

それがなぜ重要かということになります。まず子どもたちにとっては、【資料8】の地図をご覧くださいと、佐久市にいながらにして世界の地図を見ている。つまり、身近な歴史遺産を通して佐久市の歴史が世界と繋がっているということを知ることができます。これは自分の故郷佐久市を改めて見直すというきっかけにもなるとともに、今、「国際理解教育」というものが教育の中で大きな課題となっており、これは広い視野から物事を考える子どもたちを育てるというもので、その「国際理解教育」の中で、これは非常に重要な意味を持つ遺跡の指定になったと私は思います。

このことは、社会科だけでなく、今現在は同じホモサピエンスであったとしても、文化、言葉、皮膚の色、目の色などその地域の環境によって特徴が異なっていますが、ホモサピエンス拡散の歴史は、私たちが世界の人たちと同じ人類の仲間であるということを知るきっかけにもなります。最新の遺伝子研究からも私たち人類は同じ仲間であるということが明らかになっています。ただし遺伝子や年代だけでなく、この香坂山遺跡は大陸と道具でも繋がることを明らかにし、生活・文化の歴史として伝えることができます。それを拡大していけば、人権の問題、社会の分断の問題などの現代社会の抱える問題に対して、しっかりと方向性を示すことができる素晴らしい遺跡を佐久市は持ったということになります。

教科書では旧石器時代が出ておらず、少し前には縄文時代も消えました。そのような状況ですが、世界と繋がる歴史と人を育てるためには旧石器時代の遺跡の活用が大きな期待を担っていると思いますのでよろしくお願いします。

議長： 教育的な側面に関する貴重なお話ありがとうございました。
他にございますでしょうか。

委員： 二つお願いしたいことがあります。一つは旧大沢小学校の修復の件についてです。私も大沢小学校の最後の年にクラス担任でお世話になった場所であるため、寄附をしたい気持ちはあり、大沢の地域でもそういう思いの方がたくさんいると思います。そういう意味では広報が極めて不足しているのではないかと私は思います。もう少し市民に声を掛けるようなことをする必要があるのではないかと考えています。

二つ目は龍岡城跡のであいの館の増築工事で、鬼瓦に蔦紋を付けないということで意見が多いようですが、特に鬼瓦の紋は全部瓦を葺いた後、最後に鬼瓦の凹んでいるところに銅線で紋を結びます。そのため紋を入れないということは、鬼瓦の真ん中にただ凹みがあるだけで、空になります。私はやはり紋を入

れるべきであると考えますが、大給恒顕彰委員会でも話をさせていただきましたが、それがどうしても適さないのであれば佐久市の市章を入れることでも良いと思います。鬼瓦の真ん中に何も入れないということは、不自然であると感じています。

議 長： 事務局の方で説明をお願いします。

事務局： 旧大沢小学校のクラウドファンディングの関係ですが、本年1月30日まで実施をしまして、市内の方8名から75,000円、県外の方7名から60,000円の合計で15名から最終的には135,000円のご寄附をいただいています。

市内8名の中で、大沢地区からは5名で50,000円のご寄附をいただいています。委員のご指摘のとおり広報不足は否めないところです。そのため、先ほど説明させていただきましたが、毎年5月のゴールデンウィークとお盆期間に旧大沢小学校の一般公開をしていますので、その時に市内外からお見えになった方に対して、クラウドファンディングを行っていることをチラシなど配布して周知していきたいと思っています。

この他、若い年代の方にも知っていただくことも必要ですので、SNSなどを使って拡散させていくことも考えています。

また、今年度は実施ができませんでしたが、大沢地区出身で首都圏などにお住まいの方で組織されている佐久の大沢会というものがあり事務局にも情報を流し、賛同を得てから会員の皆様にチラシなどをお配りすることも考えていますので、今年度以上に皆様からのお力添えをいただけるものと考えています。

二点目のガイダンス施設の鬼瓦の件ですが、国の補助金で建設していることもありまして、当初の補助金計画には家紋を入れることの計画がされていませんでした。国の補助金を活用したものに新たに何かを加える場合には、関係する団体等からのご意見をお聞きする中で、どうしても家紋を入れるということであれば、文化庁との協議が必要であると県から指導がありました。

このことから、関係する史跡龍岡城保存整備委員会、大給恒顕彰委員会、龍岡城五稜郭保存会役員会からご意見をいただいたところ、結果としては本物の蔦紋が入った鬼瓦は、それぞれの時代にあり続けた重みがあり、貴重で価値があるものなので、ガイダンス施設の鬼瓦に蔦紋を入れるのではなく、同施設内に昭和35年のお台所改修時の蔦紋瓦を展示するコーナーを作るとともに、お台所や成田山薬師寺の山門の蔦紋瓦を見ていただくように工夫して、蔦紋を知ってもらおうきっかけになればよいとのことでした。

市教育委員会としては、有識者の方々や関係の市民の皆様が慎重に協議して導き出された結論を尊重して、ガイダンス施設の鬼瓦に蔦紋を入れないが、代替案として、であいの館の出入口に蔦紋入りの長暖簾または日除け暖簾をかけることで蔦紋に興味を持ってもらうこととしました。

また、理事者にその旨を報告しましたところ、代替案によって来館者に蔦紋がどのようなものなのかということを探求してもらうことでご理解をいただいているところです。

先ほど委員が言われた家紋を入れる鬼瓦の所は平らになっているわけですが、既存のであいの館にも蔦紋や市章が入っていません。市章が入っているのは浅科支所だけですが、支所が建築された場所は昔、瓦業が盛んな場所であり、歴史的背景があることから市章を入れたと聞いています。

そのため今回はガイダンス施設ということで、鬼瓦には紋を入れないということで結論が出ています。

議 長： 委員、ご承知いただけますでしょうか。

委 員： 市としての結論が出ていると言われると、それ以上は言いません。

議 長： 他にございますでしょうか。

委 員： 史跡外のガイダンス施設も国の補助金で建築しているわけですが、史跡外のガイダンス施設は現代の建物であり、その一部の設計変更についても文化庁との協議が必要なのではないでしょうか。

事務局： ガイダンス施設の建築費用に国からの補助金が充てられており、「史跡龍岡城跡整備基本計画」に基づいたものであれば問題はないのですが、ガイダンス施設の鬼瓦への蔦紋の設置は計画に掲載されていません。家紋に限らず、整備計画に記載のないものを新たに加える場合は、文化庁との協議が必要となります。

また史跡外でも、国の補助金を使って建築する場合は、当初の計画にないものを加える場合は文化庁との協議が必要になります。

委 員： 少しの計画変更の場合でも、史跡外の現代の建物であったとしても補助金が充てられている以上は協議が必要という認識でよろしいでしょうか。

事務局： 国に補助申請を上げる際に計画書を出しますが、そこに記載のないもので、国の補助金を活用して建築したものに追加する場合は、改めて文化庁との協議が必要ということになります。

委員： 今、委員から史跡外についての話がありましたが、大手門の入口の所に日本赤十字社が建立した大給恒公の胸像がありますが、その台座に多少ヒビが入っているということが話題となっており、もしその後の経過をお知りでしたらお伺いしたいです。

事務局： 日本赤十字社長野県支部から、胸像の所有は市と日本赤十字社長野県支部のどちらであるかという問い合わせがありました。それについては、当時の臼田町の広報を確認したところ、設置者は日本赤十字社長野県支部でありましたので、その旨を連絡し、それ以降は連絡がない状況となっています。

委員： 日本赤十字社長野県支部でも、その胸像を展示室で展示したいとの話があることを聞きましたが、それについてはいかがでしょうか。

事務局： そのような予定があるとは電話では聞いていますが、正式にいつ撤去するなどの話は伺っておりません。

委員： 胸像の制作者は城田市議会議員のお父様で、県の美術関係でも活躍された城田孝一郎氏で、たまたま議会で視察された時に台座にヒビが入っていたり、桜の木が覆っているとの話があったと聞きましたのでお伺いしました。

議長： いずれにしても、鬼瓦につきましては家紋を入れないということですので、不自然な景観にならないことを期待しています。

委員： 龍岡城跡の整備事業については、令和7年度が第Ⅰ期整備期間の前期5か年の最終年度になるかと思います。計画が予定どおり進んでいるのかどうかの進捗状況と、【資料7】に令和6年度の石垣カルテについて触れられています。私は、以前に県の文化財パトロールで現地を見た時に、石垣の石材の性質や環境の影響なのか、かなり石が抜けている箇所がありました。将来的には「崩落の危険がある石垣の積み直し」ということが先の計画として掲載されていますが、この箇所について補修をしていくなどのある程度の計画を立ててい

くのでしょうか。

事務局： 先ほどご説明しました「史跡龍岡城跡整備基本計画」を令和３年３月に策定しまして、整備事業のスケジュールを掲載しました。

ガイダンス施設については、令和６年度までの計画でしたが、現状は令和７年度までの債務負担行為をとって進めています。石垣カルテも令和６年度までの計画であり、計画どおり完了しました。ただ計画全てが予定どおり進んでいるわけではありません。

ご承知のとおり、旧田口小学校の解体撤去については、計画では令和５年度となっています。この計画策定当時は解体撤去に国の補助金が充てられるとのことで計画していましたが、令和４年度に国から県を経由して補助金の対象にならないとの連絡があり、現在、解体撤去をするためには一般財源で行うことになっています。

今後の財源については、国が拡充した有利な起債で解体撤去ができるのではないかとということで、起債を活用しながら令和８年度以降の着手を目指している状況です。

石垣の修復については、令和６年度で全ての石垣カルテが完成しており、このカルテをもとに「史跡龍岡城跡整備基本計画」で、令和８年度から令和１２年度までの後期５か年で計画をしている状況ですので、計画をしていきたいと思えます。

石垣の欠落箇所の本格復旧になると多額の予算が必要になってくるので、計画どおりに進むかはわからないところもありますが、史跡龍岡城跡保存整備委員会に石垣を専門とする有識者に委員として入っていただいています。欠落箇所については兵庫県の利神城跡で史跡の石垣を補強する時にネットに碎石を入れた碎石ネットを使って補強している例があり、それを令和４年度から令和６年度の堀の浚渫に合わせて石垣の欠落箇所に充填しました。現段階で崩落の危険性を回避するように補強していますが、必ずしも崩落しないとは限りませんので、本格復旧までの対応として施しているところです。

議長： 他にございませんでしょうか。

終了予定時刻を過ぎましたので、「５その他」に移らせていただきます。

事務局から伝達事項がありますのでお願いします。

事務局： 「５その他」、「（ア）『田野口藩陣屋日記』翻刻本の市ホームページ公開に

ついて」、情報提供。

議長： ご質問はございますでしょうか。

委員： 今、説明のあった『田野口藩陣屋日記』ですが、宝永3年から400冊近くある中から選んで翻刻されたことは立派なことであると思います。陣屋日記だけでなく、市町村史編纂時に収集した資料の保存と活用にも関わることですが、個人情報の保護やハラスメントについて、ここ10年から20年で大きく状況が変わってきています。制度も整備され、一般の方にもそのような感覚が浸透してきている中で、文書の公開・閲覧等に関して、何か配慮がされているのかという点が気になります。

今回、送っていただいた『田野口藩陣屋日記』の翻刻本には、現代では不適切な表現と考えられる言葉が出てきていますが、一般に人権感覚が浸透してきている一方で、インターネットなどを使って、いわれのない差別も広がっている面もあるので、人権や同和に関する文書に対して何か配慮が必要なのではないかと思います。

先ほど文書館が開館されれば良いという話もありましたが、自治体史編纂時に収集した資料の公開に関しても、何か対策を考えていただければと思います。

なお、『田野口藩陣屋日記』の翻刻本は、これからも毎年刊行される予定でしょうか。

事務局： 『田野口藩陣屋日記』の翻刻本の刊行についてですが、天保8年正月から4月までが今月末に刊行予定で、順当に予算がつけば来年度、再来年度をもって天保8年12月までは刊行になります。古文書を読む会の成果と予算付けによっては、再来年度の次の年にまた別の年の翻刻本が刊行できるかもしれないという状況です。市としては刊行を続けていきたいと考えています。

人権問題に関わることについては、翻刻本を刊行するにあたって、以前の審議会において現代では不適切な表現等についてはどのように対応するかという議論を山崎委員からお出しいただいており、もしそこでこちらでも困るような表現等がある場合は審議会にかけていくというお話をさせていただいたところであります。

現在、掲載している分については、凡例のところで「現在では不適切な表現と考えられる言葉があるが、歴史的な文脈を考慮して残した」と追記させてい

ただいて、いわゆるありのままの文書を掲載させていただいています。

また、現在、各市町村史編纂時に収集した古文書のコピーの公開等もしており、以前の審議会において大竹委員からご意見があり報告をさせていただきましたが、近世文書については目録に載っているものであれば基本的に公開するのですが、あらかじめ私が確認し公開制限をかけていることもあります。

明治時代以降の旧役場文書の公開についてはかなり注意を払っていますが、犯罪歴等の個人に不利益が被る表現等が多々出てくることもありますので、その場合は慎重を期して複写をしてマスキングをする、あるいは袋とじをするなどの対応を経て公開の対象としている経過もあります。

委員： 旧佐久市と旧臼田町については立派な目録が出ていて、図書館等で見れるようになっていますが、旧望月町や旧浅科村に関してはそのような目録は刊行されているのでしょうか。

事務局： 旧望月町については、目録が刊行されており閲覧できるようになっています。

旧浅科村については、いわゆる『浅科村史』の文書目録というものではなくて、各家々の所蔵文書の目録が五郎兵衛記念館で刊行しています。

なお、文化財事務所では『佐久市志』、『臼田町誌』、『望月町誌』に関する文書の閲覧を担当していますが、旧浅科村の文書の閲覧については五郎兵衛記念館が担当となります。

委員： 今の委員の質問については、委員が選任される前の令和4年5月24日の文化財保護審議会で、協議事項②として「田野口藩陣屋日記の冊子刊行について」とあり、その資料に「長野県立歴史館の古文書の利用等に準じた取扱いとする」と事務局に提案していただいています。新任の委員の方にはこれらの資料を改めてお送りいただくと良いと思います。

議長： ご指摘ありがとうございます。
事務局で対応をお願いしたいと思います。
他にございますでしょうか。

事務局： 「5その他」、「(イ) デジタル技術を使った遺跡の測量、3Dモデル化について」、「【資料9】により情報提供。

議長： この3Dモデルを私も見てみましたが、どの角度からも立体的にしっかり見れますので、楽しんで見てもらおうと良いかと思います。

ご質問等はよろしいでしょうか。

委員： 3Dモデルが羨ましいと思って見ていたのですが、実は災害などで文化財や石垣が被害を受けることがあり、今、石川県で復旧している最中で、その際に被災する前と後でこの3Dの撮影をしておくことで復旧が非常に助かるようです。

露天に置かれている石造物や、崩落や崩壊が不安なものなど、さまざまな文化財があると思いますので、そのような時にこの3Dがのちの記録、復元に役に立つということがありますので、そのような活用をご検討いただければと思います。

議長： 活用方法として検討してみてください。

他によろしいでしょうか。

最後に事務局からお願いします。

事務局： 資料はありませんが、お聞き取りいただきたいと思います。

ご存知の方もいらっしゃると思いますが、世間遺産（地域遺産）というものがあり、過去にもこの文化財保護審議会でも取り上げましたが、世間遺産（地域遺産）とは地域にあって、市、県、国の指定文化財ではなく、地域で大切に守られて将来にわたり伝えていきたい風土、風景、風習、食文化などを、それぞれの自治体の基準により認定する事業になります。

この文化財保護審議会では、平成30年11月に協議を始めて以降、令和元年8月、令和2年1月と2回の審議をいただいている中で、認定基準、申請方法、審査方法などの審議の段階まで行っていましたが、事務局で基準等が明確にできておらず、現在まで来ている流れがあります。

議題に上がる度に、会長から事務局における素案の作成の依頼がありましたが、この時期と重なって「史跡龍岡城跡整備基本計画」の策定業務が令和元年度から始まり、計画を策定したのが令和3年3月になります。この計画が策定されて以降、龍岡城跡の整備に取り組んでいるところであり、また、先ほど

【資料1】により指定文化財候補について説明させていただきましたが、文化財事務所としては世間遺産（地域遺産）の認定よりも文化財指定に重きを置いて優先的に取り組んでいかなければならないと感じています。また、今後も龍岡城跡の史跡整備、香坂山遺跡の関連事業、旧中込学校の竣工150周年記

念事業等、大きい事業に取り組んでいかなければならない状況です。

文化財事務所の職員数についても、現在、兼務職員が1名いる状況であることから、世間遺産（地域遺産）の取り組みについては、大変望ましい事業であることは認識しておりますが、今後すぐに始められるという状況にはありません。あくまでも文化財指定に注力をさせていただきたいということでご理解をいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

議長： 世間遺産（地域遺産）についての説明がありましたが、委員の皆様の了解をお願いしたいと思います。

よろしいでしょうか。

それでは、今回は時間の関係で委員の皆様の情報交換の時間が取れませんでした。これで会議事項は終わらせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

長時間にわたりありがとうございました。

これで議長の任は閉じさせていただきます。

事務局： 会長、議事進行ありがとうございました。

それでは以上をもちまして、佐久市文化財保護審議会を閉会といたします。

本日はありがとうございました。

【審議終了により議長退任】

4 閉 会